

第 3 節 生活排水処理の課題

1 生活排水処理施設に関する課題

本市では、「米子市の生活排水対策方針」（以下「生活排水対策方針」という。）に基づき、生活排水処理施設の整備方針を示しています。

本章の生活排水処理施設に関する課題、基本方針及び施策は、生活排水対策方針を基に作成しています。

本市の生活排水対策は、公共下水道では多くの未整備区域を抱えていたため、整備完了までには相当の時間を要することが見込まれ、経済比較に加え、時間軸の観点から整備手法を検討した結果、集合処理を基本としつつ、合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせた手法で整備を行っています。しかし、未だに未整備区域が残っている状況にあります。

(1) 汚水処理人口普及状況

本市の令和 6（2024）年度末の汚水処理人口普及率は、合計で 93.6% となっており、**全国平均及び県内平均** ~~（令和 5（2023）年度末）~~ を下回る状況となっています。また、それぞれの整備済人口に対する利用人口の割合である「水洗化率」については、公共下水道 91.0%、農業集落排水 89.0% となっています。

表 3-9 汚水処理人口普及状況（令和 7（2025）年 3 月 31 日現在）

処理方法	行政人口 143,192 人				備考
	整備済人口 (人)	汚水処理人口 普及率(%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	
公共下水道	107,346	75.0	97,651	91.0	
農業集落排水施設	13,566	9.5	12,072	89.0	
合併処理浄化槽	13,116	9.2	13,116	100.0	公共下水道・農業集落排水整備済区域の合併処理浄化槽を除く
計	134,028	93.6	122,839	91.7	

参考：【汚水処理人口普及率（令和 6（2024）年度末）】

全国普及率：~~91.7~~ **93.7**% 鳥取県普及率：~~94.8~~ **96.3**% 米子市普及率：93.6%

(2) 汚水処理未普及地域の解消

農業集落排水は、平成 19（2007）年度までに全 12 地区の整備を終えています。

公共下水道については、令和 9 年度以降では新規整備にかかる国の重点的な予算配分が不透明なため、現行の整備量について確保の見通しが立たないことや、合併処理浄化槽による排水対策が投資効果の早期発現が期待できることを踏まえ、事業計画区域¹³を縮小し、令和 9（2027）年度以降は新規整備は行わず（一部区域を除く）、合併処理浄化槽を主体とする排水対策に移行しました。

なお、概成¹⁴後においても事業計画区域内に未整備区域が残るため、引き続き未普及地域の解消に努めていく必要があります。

(3) 浄化槽維持管理状況

浄化槽法第 11 条¹⁵により年 1 回の実施が義務付けられている浄化槽の本市の法定検査受検率は、令和 6（2024）年度で 59.9%と低い水準にあり、適正管理によって浄化槽の機能が正常に維持されているとは言い難い状況にあります。

公共用水域の水質浄化の推進に向けて、浄化槽の適正管理は重要であることから、法定検査等を実施していない方に対して、県をはじめとする関係機関と連携し、啓発活動等により適正な維持管理の指導をより強化していく必要があります。

2 くみ取りし尿の収集・運搬に関する課題

一般家庭等においてくみ取り処理されているし尿は、現在、米子市一般廃棄物収集運搬許可業者 6 社（以下「し尿許可業者」という。）が収集・運搬を行っています。しかし、公共下水道等の普及によりし尿の排出量が年々減少しており、今後も事業縮小が予想されます。

一般廃棄物であるし尿の統括的な処理責任は市にあることから、本市では、合理化事業計画を策定するなど、し尿許可業者の業務の安定の保持に取り組んでいますが、今後更なるし尿の排出量減少による事業縮小などにより適正処理に支障が生じる懸念もあります。

し尿の適正処理体制の確保のため、効率的かつ安定的な収集・運搬体制を検討する必要があります。

13 公共下水道を整備する区域

14 概成：地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること。

15 浄化槽法第 11 条(定期検査)：浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。